

# 寒川町 障がい者活躍推進計画

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障がい者の活躍推進に向けた取り組みを推進するため、障がい者活躍促進計画を策定します。

障がい者雇用を進めるうえでは、障がい者の活躍の推進が必要です。障がい者の活躍とは、障がい者一人ひとりが、能力を有効に発揮できることであり、雇用・就業し又は同一の職場に長期に定着するだけでなく、全ての障がい者が、その障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮できることを目指す必要があります。

本町においては、令和元年6月1日現在で法定雇用率を下回っている状況にあります。採用については、障がいのある人を対象とした選考採用を行っていますが、法定雇用率を上回る状況になっておらず、今後も積極的な採用を実施していく必要があります。

## 計画期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間

## 目標

採用に関する目標

各年度当該年6月1日時点の法定雇用率以上

評価方法は、毎年 of 任免状況通報により把握・進捗管理

## 町長部局における障がい者活躍推進計画の取組

### 任命権者

寒川町長

### 取組内容

#### 1.障がい者の活躍を推進する体制整備

庁内の推進体制の整備を図り、障がい者の活躍の場の拡大に向けた取り組みを進めていく。

#### (1) 組織面

- ・ 障害者雇用推進者として人事課長を選任する。

- ・障がい者本人からの相談を受け付ける障害者職業生活相談員を選任する。
- ・障害者雇用推進者を中心として庁内推進体制を整備するとともに、障がい者である職員に参画を呼びかける。

## (2) 人材面

- ・障がい理解を深め、障がいのある職員を適切に支援するため、障がい者雇用セミナーや研修会、講習会に参加する。
- ・職場の同僚・上司の障がいに対する理解を深め、障がいのある職員を温かく見守り、支援する応援者となるよう、障がいに対する理解を深めるための研修等の取組を推進する。

## 2.障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ・現に勤務する障がい者や今後採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、業務との適切なマッチングを図るため総合的に業務について検討を行う。
- ・新規採用又は人事異動その他定期的に面談を行い、障がい者と業務の適切なマッチングができていないか点検を行い、必要に応じて検討を行う。

## 3.障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

### (1) 職務環境

- ・障がい特性に配慮し施設環境や作業環境について必要な配慮を把握し、継続的に必要な措置を講じる。

### (2) 募集・採用

- ・町ホームページに職員採用に関する募集案内等を掲載する際は、ウェブアクセスシビリティの確保を図る。
- ・採用計画に従い、ハローワークに対して業務内容や業務上の配慮などを分かりやすく示した求人申し込みを行う。

### (3) 働き方

- ・時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。

### (4) キャリア形成

- ・本人の希望も踏まえつつ、その内容や各職種で求められる技能等を踏まえた職種選定を行う。

### (5) その他の人事管理

- ・障がい者特性を踏まえた人事異動として、人事担当者との面接等を通じて、障がい者一人ひとりの障がい特性や能力、希望等を把握するとともに、人事異動にあたっては、業務との適切なマッチングを図る。
- ・障がい者である職員の定着状況を把握する。

#### 4.その他

- ・障害者優先調達推進法に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。

## 教育委員会における障がい者活躍推進計画の取組

### 任命権者

寒川町教育委員会

### 取組内容

#### 1.障がい者の活躍を推進する体制整備

- ・庁内の推進体制と連携し、役割分担及び各種相談先を整理したうえで、関係者間で共有する。

#### 2.障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ・今後採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、業務との適切なマッチングを図る必要があるため総合的に業務について検討を行う。

#### 3.障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- ・障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握し、検討を行い継続的に必要な措置を講じる。
- ・なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

#### 4.その他

- ・障害者優先調達推進法に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。

## 議会における障がい者活躍推進計画の取組

---

### 任命権者

寒川町議会議長

### 取組内容

#### 1.障がい者の活躍を推進する体制整備

- ・市内の推進体制と連携し、役割分担及び各種相談先を整理したうえで、関係者間で共有する。

#### 2.障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ・今後採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、業務との適切なマッチングを図る必要があるため総合的に業務について検討を行う。

#### 3.障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- ・障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握し、検討を行い継続的に必要な措置を講じる。
- ・なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

#### 4.その他

- ・障害者優先調達推進法に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。